

事業主の皆さん

## こんな疑問 ありませんか？

- 外国人を雇える新しい制度ってなに？
- アルバイトの外国人を、このまま正社員で雇うことは可能？
- このビザの外国人を、当社で働かせていいの？
- 外国人に活躍してもらう職場づくりって、どうしたらいいの？

### 福岡県外国人材受入企業相談会

受入企業向けの相談を、以下の「外国人のための無料相談会」においても受け付けています。

開催地区	日時	相談会場	共催
福岡	毎月第1月曜日 16:30~18:30 毎月第4土曜日 13:00~16:00	アクロス福岡3階 こくさいひろば 福岡県福岡市中央区天神1-1-1	(公財)福岡県国際交流センター
北九州	毎月第2土曜日 13:00~16:00	コムシティ3階 福岡県北九州市八幡西区黒崎3-15-3	(公財)北九州国際交流協会
筑豊	毎月第3火曜日 13:00~16:00	飯塚市役所 5階北会議室 福岡県飯塚市新立岩5-5	飯塚市 (公財)福岡県国際交流センター
筑後	毎月第3土曜日 13:00~16:00	くるめりあ六ツ門6F 福岡県久留米市六ツ門町3-11	久留米市 (公財)福岡県国際交流センター

### 福岡県外国人材受入企業講習会

受入の際に遵守すべき法令や適切な雇用管理について

- 第1回 不法就労助長罪に関する注意喚起
- 第2回 技能実習・特定技能等の就労資格
- 第3回 外国人採用の実際(成功例・失敗例)
- 第4回 留学生を雇用する際の手続き等について

#### 【本事業の目的】

- 外国人雇用を検討している企業向けの相談窓口を設置し、それぞれの企業の懸念や疑問の解決を支援いたします。
- 外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や雇用管理について各地区で講習会を実施いたします。



福岡県が外国人材受入企業を支援します

# 外国人を雇いたい 企業の皆さま!

「？」の解消はとにかく尋ねてみましょう!

電話相談

メール相談

相談会

講習会



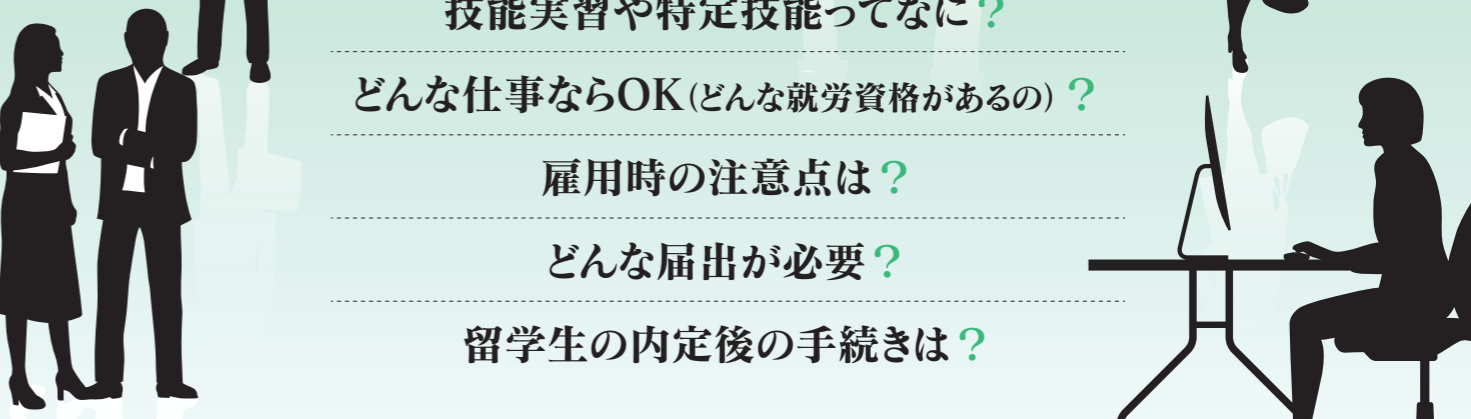
技能実習や特定技能ってなに？

どんな仕事ならOK(どんな就労資格があるの)？

雇用時の注意点は？

どんな届出が必要？

留学生の内定後の手続きは？



福岡県  
外国人材受入  
企業相談窓口

0120-86-2905

soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp

FAX 092-631-0580

住所 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

電話受付時間  
10時~17時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

この事業は福岡県の委託を受けて福岡県行政書士会が実施しています。

# 外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を!

## 募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。  
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求業者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

## 法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

## 適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

## 解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。  
なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

出典：厚生労働省「外国人雇用のルールに関するパンフレット」

## 「不法就労とは？」 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

### 1. 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

### 2. 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

### 3. 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例) ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く ・留学生が許可された時間数を超えて働く

## 注意! 事業主も処罰の対象となります!!

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした人  
「不法就労助長罪」

→3年以下の懲役、300万円以下の罰金

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません)

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→退去強制の対象

■ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

→30万円以下の罰金

出典：法務省「不法就労防止キャンペーンリーフレット」

## 外国人雇用の主な「在留資格」(※4)

在留資格	働ける内容	海外から? 国内から?	働ける期間	要件
技術・人文知識・国際業務	専門職に限る (エンジニアや翻訳通訳者、 経理担当、法務担当など)	どちらも可	在留資格が更新されれば継続就労することが可能	海外での実務経験、または業務と関連する学士号や専門士の保持者など (法律に沿って十分な確認が必要)
特定活動 (本邦大学卒業者)	原則、日本語と、大学や大学院で学んだ知識を使う業務	主に国内から (留学生からの就職)	在留資格が更新されれば継続就労することが可能	下記のいずれも満たすこと。 ①日本の4年制大学の卒業もしくは大学院を修了 ②N1、またはBJTで480点以上、もしくは大学や大学院において「日本語」を専攻して学び卒業した者
居住系の在留資格 (永住者・定住者・日本人の妻や夫など)	原則、制限なし	国内から	在留資格が更新されれば継続就労することが可能	特になし (専門職は、独自の資格や要件が必要な場合あり)
特定技能	12分野での業務 (※1)	どちらも可	1号は5年。 2号は更新されれば継続就労可能	分野ごとの技能試験合格と、日本語能力N4程度保持 (技能実習2号を良好に修了した者は免除 ※2)
技能実習 労働力の需給調整を目的とした制度ではありません (※3)	外国人技能実習機構が認定した職種・作業	海外から	1号は1年。 2号と3号は2年 (3号は別途要件あり)	外国人技能実習機構に、技能実習計画の認定を受けること、他

※1…介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、建設、造船船舶工業。

※2…技能実習2号を良好に修了した者は日本語能力要件は無し(介護職を除く)。なお、技能実習で習得した職種・作業にて就労する場合は、技能試験も免除。

※3…我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することが目的。

※4…図は主な在留資格についての内容を分かりやすく簡略化したものです。詳細については窓口までお問い合わせください。